



2023年2月24日

各 位

会社名 ベ ル ト ラ 株 式 会 社  
代表者名 代表取締役社長兼CEO 二木 渉  
(コード番号：7048 東証グロース)  
問合せ先 取締役CFO 皆嶋 純平  
( TEL. 03-6823-7999)

### 監査等委員会設置会社への移行、役員人事及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年3月24日開催予定の第33回定時株主総会で承認可決されることを条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決議いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社移行後の役員の異動及び定款の一部変更について、同定時株主総会へ付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行について

##### (1) 移行の目的

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会における議決権を有する構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るものであります。

また、取締役会が業務執行の決定権限を広く取締役に委任することが可能となることで、経営の意思決定の迅速化を図り、更なる企業価値の向上を図るものであります。

##### (2) 移行の時期

2023年3月24日開催予定の当社第33回定時株主総会において、移行に必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定であります。

## 2. 監査等委員会設置会社移行後の役員人事

### (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者

（2023年3月24日開催予定の第33回定時株主総会に付議）

氏名	新役職名	現役職名
二木 渉	代表取締役社長兼 CEO	同左
萬年 良子	取締役 COO	同左
倉上 智晴	取締役	同左
皆嶋 純平	取締役 CFO	同左
カスバート・ロドニー	社外取締役	同左

### (2) 監査等委員である取締役の候補者

（2023年3月24日開催予定の第33回定時株主総会に付議）

氏名	新役職名	現役職名
池田 哲司	社外取締役 監査等委員	社外監査役（常勤）
鈴木 学	社外取締役 監査等委員	社外取締役
毛利 正人	社外取締役 監査等委員	社外監査役

### (3) 退任予定監査役（監査等委員である取締役に就任するものを除く。）

（2023年3月24日開催予定の第33回定時株主総会終結の時をもって退任予定）

氏名	現役職名
河野 雅之	社外監査役

## 3. 定款の一部変更について

### (1) 変更の理由

- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。併せて、迅速な意思決定と機動的な業務執行の実現を目的として、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定の新設を行うものであります。
- ② また、2023年6月に本社機能を東京都千代田区から東京都中央区に移転する予定となっており、これに合わせて、現行定款第3条（本店の所在地）に定める本店の住所を、東京都千代田区から東京都中央区に変更を行うものであります。
- ③ その他、各条項の表記の統一その他の所要の変更を行うものであります。

### (2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款の一部変更のための株主総会開催日 2023年3月24日(金)

定款の一部変更の効力発生日

変更の理由①③にかかる定款変更 2023年3月24日(金)

変更の理由②にかかる定款変更 2023年6月26日(月)

以 上

## 当社定款新旧対照表

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を東京都<u>千代田区</u>に置く。</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p><u>(2) 監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第 5 条～第 8 条 (条文省略)</p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第 9 条 当社の単元未満株式は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>(3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p><u>(4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利</u></p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を東京都<u>中央区</u>に置く。</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p><u>(2) 監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第 5 条～第 8 条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第 9 条 当社の単元未満株式は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>(3) 募集株式<u>又は募集新株予約権</u>の割当てを受ける権利</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く</p> <p>2. 株主名簿管理人<u>および</u>その事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3. 当社の株主名簿、新株予約権原簿は、事務取扱場所に据え置き、株主名簿、新株予約権原簿への記載<u>または</u>記録、その他株式<u>ならびに</u>新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。<u>。</u></p> <p>2. 株主名簿管理人<u>及び</u>その事務取扱場所は、取締役会の決議<u>又は</u>取締役会の決議によ<u>って委任を受けた取締役</u>によって選定する。</p> <p>3. 当社の株主名簿、新株予約権原簿は、事務取扱場所に据え置き、株主名簿、新株予約権原簿への記載<u>又は</u>記録、その他株式<u>及び</u>新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規則</u>による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、<u>取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規則</u>による。</p>
<p>(株主総会の招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>2. <u>会社</u>の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</p> <p>第13条～第17条 (条文省略)</p>	<p>(株主総会の招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>2. <u>当社</u>の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</p> <p>第13条～第17条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(電子提供措置等)</p> <p>第 18 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部<u>または一部</u>について、議決権の基準日まで<u>に</u>書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第 18 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部<u>又は一部</u>について、議決権の基準日まで<u>に</u>書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>(員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、<u>8 名以内</u>とする。 (新設)</p>	<p>(員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、<u>11 名以内</u>とする。 <u>2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、3 名以内とする。</u></p>
<p>(選任方法)</p> <p>第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。  (新設)</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第 20 条 取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p><u>4. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は取締役会長及び取締役社長並びに取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(任期)</p> <p>第 21 条 取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって <u>取締役 (監査等委員であるものを除く。)</u> の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって <u>取締役 (監査等委員であるものを除く。)</u> の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、同社長が議長となる。</p> <p><u>2. 取締役社長に欠員又は事故があり招集できないときは取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役が取締役会を招集する。</u></p> <p><u>3. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役が議長となる。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、同社長が議長となる。</p> <p><u>2. 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(削除)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に對して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第 25 条～第 26 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 25 条～第 26 条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>第 27 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第 28 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 28 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 31 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。<u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(員数)</p> <p>第 31 条 当社の監査役は、3 名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 32 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第 34 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 35 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第 32 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第 33 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. <u>監査役</u>全員の同意があるときは、招集の<u>手続き</u>を経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。</p> <p>(<u>監査役会</u>の決議方法)</p> <p>第36条 <u>監査役会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役</u>の過半数をもって行う。</p> <p>(<u>監査役会</u>の議事録)</p> <p>第37条 <u>監査役会</u>における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した<u>監査役</u>がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(<u>監査役会</u>規程)</p> <p>第38条 当社の<u>監査役会</u>に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会</u>規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第39条 <u>監査役</u>の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>2. <u>監査等委員</u>全員の同意があるときは、招集の<u>手続き</u>を経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。</p> <p>(<u>監査等委員会</u>の決議方法)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>議決</u>に加わることができる<u>監査等委員</u>の過半数が出席し、出席した<u>監査等委員</u>の過半数をもって行う。</p> <p>(<u>監査等委員会</u>の議事録)</p> <p>第35条 <u>監査等委員会</u>における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した<u>監査等委員</u>がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(<u>監査等委員会</u>規程)</p> <p>第36条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会</u>規程による。</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 40 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 41 条～第 42 条 (条文省略)</p>	<p>第 37 条～第 38 条 (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 43 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第 44 条 (条文省略)</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 40 条 (現行どおり)</p>
<p>(期末配当金)</p> <p>第 45 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載<u>または記録された株主または登録株式質権者</u>に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。</p>	<p>(期末配当金)</p> <p>第 41 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載<u>又は記録された株主又は登録株式質権者</u>に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当金)</p> <p>第 46 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 47 条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(中間配当金)</p> <p>第 42 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 43 条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。</p> <p>附則</p> <p><u>(本店の所在地に関する経過措置)</u></p> <p>第 1 条</p> <p>第 3 条 (本店の所在地) の変更は 2023 年 6 月 26 日をもって効力を生ずるものとし、本附則は、本店移転の効力発生日経過後にこれを削除する。</p> <p><u>(監査役の実任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第 2 条</p> <p>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 33 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>